



# 山形県公報

平成19年4月24日(火)  
第1835号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(森 林 課)...697

### 告 示

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)... 同  
地籍調査事業計画の決定.....( 同 )...698  
土地改良区の役員の退任の届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...699  
土地改良区の役員の就任の届出.....( 同 )... 同  
県営土地改良事業計画の変更.....(庄内総合支庁農村計画課)...700  
道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)... 同  
県道の供用の開始.....( 同 )...701  
用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取.....(建築住宅課)... 同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(議 会)... 同  
警備員指導教育責任者講習の実施.....(公安委員会)...702

### 正 誤

## 規 則

山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第70号

山形県森林法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県森林法の施行に関する規則(昭和50年7月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(表)中「山形県技術吏員」を「山形県職員」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第2号の規定による証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による証票とみなす。

## 告 示

### 山形県告示第471号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名      | 地区名 | 工事完了年月日    |
|----------|-----|------------|
| ため池等整備事業 | 院内  | 平成19年3月31日 |

## 山形県告示第472号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成19年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年4月24日

山形県知事 齋藤 弘

| 調査を行う者の名称 | 調査地域                            | 調査期間                                        |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------------------|
| 山形市       | 大字船町、大字向新田、大字津金沢及び大字松原の各一部      | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成20年3月31日まで |
| 鶴岡市       | 添川及び越沢の各一部                      | 同                                           |
| 酒田市       | 北俣の一部                           | 同                                           |
| 長井市       | 川原沢及び寺泉の各一部                     | 同                                           |
| 東根市       | 大字長瀬の一部                         | 同                                           |
| 尾花沢市      | 大字原田、大字六沢及び大字延沢の各一部             | 同                                           |
| 南陽市       | 坂井及び宮崎の各一部                      | 同                                           |
| 西川町       | 大字間沢、大字綱取、大字岩根沢及び大字水沢の各一部       | 同                                           |
| 大江町       | 大字沢口、大字柳川及び大字小柳の各一部             | 同                                           |
| 大石田町      | 大字横山の一部                         | 同                                           |
| 金山町       | 大字飛森及び大字朴山の各一部                  | 同                                           |
| 最上町       | 大字富沢の一部                         | 同                                           |
| 戸沢村       | 大字角川及び大字古口の各一部                  | 同                                           |
| 高畠町       | 大字竹森及び大字時沢の各一部                  | 同                                           |
| 川西町       | 大字小松及び大字大塚の各一部                  | 同                                           |
| 小国町       | 大字北、大字湯ノ花、大字西、大字増岡及び大字小国小坂町の各一部 | 同                                           |

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| 白鷹町 | 大字中山の一部 | 同 |
|-----|---------|---|

## 山形県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年4月24日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所           |
|----------|--------|--------------|
| 理事       | 佐藤 茂   | 南陽市荻2353番地   |
| 同        | 海老名 光夫 | 同 宮内1210番地   |
| 同        | 安部 康夫  | 同 坂井576番地の1  |
| 同        | 高橋 篤   | 同 蒲生田867番地   |
| 同        | 色摩 久市  | 同 鍋田1797番地の1 |
| 同        | 遠藤 邦雄  | 同 若狭郷屋576番地  |
| 同        | 石川 義巳  | 同 長岡1466番地   |
| 監事       | 大友 秋雄  | 同 宮内1083番地   |
| 同        | 小関 敏則  | 同 郡山916番地    |
| 同        | 皆川 栄次  | 同 三間通795番地   |

## 山形県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年4月24日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所          |
|----------|--------|-------------|
| 理事       | 泉 妻 隆一 | 南陽市金山3528番地 |
| 同        | 海老名 光夫 | 同 宮内1210番地  |
| 同        | 安部 康夫  | 同 坂井576番地の1 |
| 同        | 高橋 篤   | 同 蒲生田867番地  |
| 同        | 戸田 明   | 同 鍋田1130番地  |

|     |         |   |                                                                                              |
|-----|---------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同   | 石 川 義 巳 | 同 | 長岡1466番地  |
| 監 事 | 大 友 秋 雄 | 同 | 宮内1083番地                                                                                     |
| 同   | 小 関 敏 則 | 同 | 郡山916番地                                                                                      |
| 同   | 皆 川 栄 次 | 同 | 三間通795番地                                                                                     |

山形県告示第475号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営因幡堰地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営因幡堰地区土地改良事業(農業用水再編対策事業)変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成19年 4月27日から同年 5月30日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年 4月24日から同年 5月 7日まで縦覧に供する。

平成19年 4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 米沢浅川高畠線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字亀岡字小関1950番 1 から<br>同 大字塩森字薬師堂1201番 1 まで | 旧    | 19.0メートル<br>15.5 | メートル<br>301 |
| 同 上                                              | 新    | 19.5メートル<br>12.7 | 同 上         |

## 山形県告示第477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年4月24日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成19年4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 米沢浅川高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字亀岡字小関1950番1から  
同 大字塩森字薬師堂1201番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月24日

## 山形県告示第478号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、同条第3項ただし書の規定により許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成19年4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日時 平成19年4月27日(金) 午後1時30分から
- 2 場所 尾花沢市若葉町一丁目1番3号  
尾花沢市役所302会議室
- 3 申請者 福島県福島市太平寺字堰ノ上58  
株式会社ダイユーエイト  
代表取締役 浅倉 俊一
- 4 建築物の計画 尾花沢都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域である尾花沢市大字尾花沢字下新田地内での物品販売店舗の新築(鉄骨造平屋建て、延べ面積4,522.91平方メートル及び鉄骨造平屋建て、延べ面積1,351.00平方メートル)及び大規模の修繕(鉄骨造平屋建て、延べ面積1,163.61平方メートル)

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県議会インターネット動画配信業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年4月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県議会 第1会議室(2階)
  - (2) 日時 平成19年5月9日(水) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県議会インターネット動画配信業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成19年6月1日から平成20年3月31日まで
  - (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。

- (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県議会事務局議事調査課政策調査室 電話番号023(630)2845
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成19年5月2日（水）午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年4月24日

山形県公安委員会  
委員長 吉田 美智子

- 1 講習の区分  
警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る特例措置講習
- 2 講習の期間及び場所
- (1) 期間  
平成19年6月13日（水）から同月15日（金）までの3日間
- (2) 場所  
山形市東古館123番地 協同の杜J A研修所
- 3 受講対象者  
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であって、現に山形県の区域内に設けられている営業所において本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者
- 4 定員  
80人
- 5 受講手続
- (1) 事前申込み  
受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。
- ア 事前申込受付期間  
平成19年5月7日（月）から同年5月11日（金）までの日の午前9時から午後4時まで。
- イ 事前申込専用電話の電話番号  
023(630)2937
- ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。
- (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの）を直接持参すること。

(ア) 旧資格者証の写し

(イ) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合は、その写し）

イ 提出期間

平成19年5月7日（月）から同月14日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、14,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の初日は、午前9時30分までに受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3032）又は山形県内の各警察署に行うこと。

| 発行年月日     | 県公報番<br>号 | ページ | 正 誤   |                                                                       |
|-----------|-----------|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------|
|           |           |     | 行     | 誤 正                                                                   |
| 平成19.3.30 | 号外(10)    | 1   | 11    | 第3条第1項中「吏員を」を「職員を」に改める。 目次中「第4条」を「第4条の4」に改める。 第3条第1項中「吏員を」を「職員を」に改める。 |
| 同         | 同         | 同   | 12    | 第4条 第1章第1節中第4条                                                        |
| 同         | 同         | 5   | 3     | 改める 「山形県出納長 殿」を「山形県会計管理者 殿」に改める                                       |
| 同4.17     | 第1833号    | 673 | 下から16 | 山形県教育委員会定例会を次のとおり招集した。 山形県教育委員会告示第7号 山形県教育委員会定例会を次のとおり招集した。           |

平成19年4月24日印刷  
平成19年4月24日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056